第 13 回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関する審議会

日 時:令和6年8月9日(金)

午後3時から午後5時まで

場 所:市庁舎18階共用会議室 みなと6・7

及び オンライン会議 併用

1 開会

2 議題

(1) 令和5年度の実績について 【資料2】
(2) 令和6年度の取組の方向性について 【資料3】
(3) 個別案件について 【資料4】

3 閉会

資料

【資料1】 委員名簿・事務局名簿・事業体系図

【資料3】 令和6年度の取組の方向性について

【資料4】 個別事案について

横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

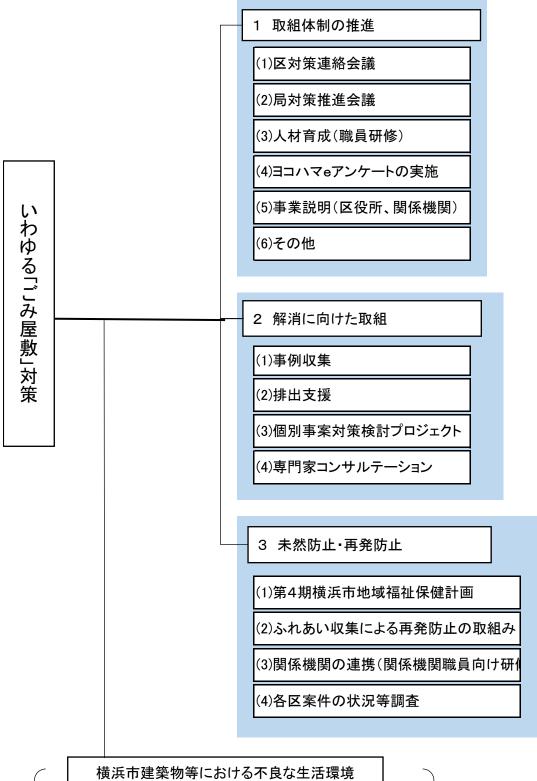
氏 名	所属等		
いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学法学部長		
がわべ まさこ 川邉 正子	横浜市民生委員児童委員協議会		
岸 恵美子	東邦大学看護学部教授		
くろかわ さとし 黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授		
高橋 敬太郎	横浜市社会福祉協議会地域活動部長		
たなか こおし 田中 恒司	弁護士(神奈川県弁護士会)		
まそだ としあき 細田 利明	横浜市町内会連合会		

(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補 職	氏 名
	局長	をとう たいまけ 佐藤 泰輔
健康福祉局	地域福祉保健部長	声,
	福祉保健課長	こんどう たかし 近藤 崇
	局長	maten りゅういち 金髙 隆一
資源循環局	家庭系廃棄物対策部長	安室 睦芳
	業務課長	きゃだ りょうじ 澤田 亮仁

いわゆる「ごみ屋敷」対策の事業体系図



横浜市建築物等における不良な生活環境 の解消及び発生の防止に関する審議会

条例第13条に基づき、主に命令・代執行に関する事項及び本市のいわゆる「ごみ屋敷」対策への調査審議、答申を目的として、審議会を設置しています。

【令和5年度の開催状況】

·令和5年7年20日 第12回審議会

令和5年度の実績について

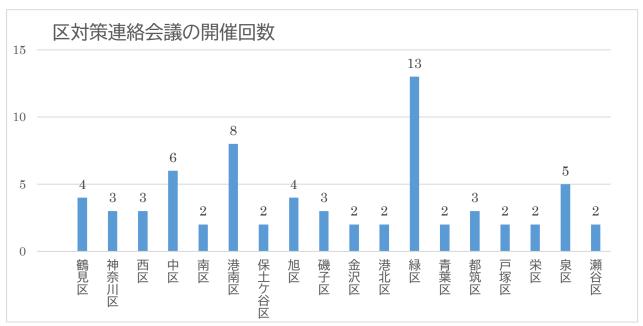
1 取組体制の推進

(1) 区対策連絡会議の実施

対策連絡会議は、各区の要綱に基づき設置され、区長を座長とし、部課長級の職員で構成されています。区内の情報共有、いわゆる「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別案件の進捗管理等を行っています。

各区の対策連絡会議で判定された件数や解消件数は、健康福祉局福祉保健課が年 1回(3月31日時点)集計し、審議会で報告しています。

【各区の実績】



(2) 局対策推進会議の実施

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成し、市全体のいわゆる「ごみ屋敷」対策の進捗管理を行います。

令和5年度は、令和4年度の実績及び今後の取組の方向性について検討しました。 また、支援困難案件4件について検討を行いました。

【開催回数】 1回

(3) 人材育成(職員研修の実施)

ア いわゆる「ごみ屋敷」対策の背景と基本的な考え方、条例の概要、各種規定類に関する説明、排出支援の取組などについて、福祉保健センター、資源循環局の職員を対象に実務研修を実施しました。

イ いわゆる「ごみ屋敷」対策は、地域の課題解決であり、基礎自治体職員としての役割について考えることを目的に、新採用職員を受講必須対象とし、その他受講を希望する職員を対象に e ラーニングを実施しました。

ウ 困難案件に関わる4案件の支援者が、有識者からの助言を受け今後の支援に繋げていくことを目的に、合同コンサルテーションを実施しました。

<実施状況>

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	内容等	開催日	対象及び参加者数	
	ア	実務研修	令和5年 6月1日	対象:区役所、資源循環局事務所職員 受講者 47名	
局	イ	e ラーニング	令和5年 11月~12月	対象:新採用職員(必須)、他受講を希望 する職員 受講者 406名	
	ウ	個別事案対策 検討プロジェ クト合同コン サルテーショ ン	令和5年 12月13日	対象:区職員 17名 健康福祉局・資源循環局職員 7名 関係機関職員 5名(地域ケアプラザ、区 社会福祉協議会、基幹相談支援センタ ー)	
	各区主催の研修 および事業説明		通年	対象:区職員7区 延べ10回実施 (神奈川区、中区、旭区、金沢区、港北 区、都筑区、泉区)	
区			令和5年11月9日	対象:西区職員 受講者 37名	
	区主催の専門家 コンサルテーシ ョン		令和5年11月16日	対象:金沢区職員及び関係機関職員(地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、地域活動ホーム) 受講者 24名	

2 解消に向けた取組

(1) 令和5年度末 各区のいわゆる「ごみ屋敷」の件数について

いわゆる「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の 発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

	前年度からの 継続件数	新規把握件数	計	解消件数	R6.3.31時点 継続件数
横浜市	37	23	60	24	36
鶴見	4	3	7	2	5
神奈川	4	0	4	1	3
西	4	1	5	2	3
中	3	0	3	1	2
南	6	5	11	4	7
港南	1	3	4	2	2
保土ケ谷	2	0	2	0	2
旭	4	1	5	2	3
磯子	0	1	1	1	0
金沢	0	1	1	0	1
港北	1	0	1	0	1
緑	1	3	4	3	1
青葉	1	1	2	0	2
都筑	1	1	2	2	0
戸塚	3	0	3	2	1
栄	2	0	2	0	2
泉	0	1	1	1	0
瀬谷	0	2	2	1	1

件数(年度別把握・解消件数一覧)

	28-30 年度	R 1年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度	累計 (R5年度末)
前年度継続件数		63	52	44	36	37	
新規把握件数	176	26	12	16	21	23	274
解消件数	113	37	20	24	20	24	238
(排出支援による解消)	(55)	(15)	(8)	(12)	(13)	(15)	(118)
未解消件数		52	44	36	37	36	

(2)解消理由について

条例に基づき、いわゆる「ごみ屋敷」と判定された 60 件のうち、近隣への影響が解消した案件は 24 件でした。

近隣への影響が	解消理由		
解消した件数	6条3項による排出支援	本人・親族による撤去等	
24	15	9	

(3) 排出支援の実施

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境 が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うこ とができない案件について、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行いました。

ア 排出支援により解消した件数 15 件

イ 一般廃棄物処理手数料の減免実績

排出支援により解消した 15 件全件を減免しました。

減免理由	件数	搬入量(kg)	金額(円)
経済的状況	10	24, 400	317, 200
福祉的事情等	5	19,080	248,040
合 計	1.5	43,480	565, 240
(平均)	15	(2,899)	(37,683)

(4) 個別事案対策検討プロジェクト

区局の関係部署の課長、係長級、担当職員で構成しています。近隣への影響が大きく、区役所の働きかけだけでは解決が困難な案件について、メンバー全員が堆積者の身心の状況、近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法等を議論しあい、各部署が連携して対策にあたりました。

【実施状況】4案件 19回実施

(5) 専門家コンサルテーション

ア 福祉、保健分野の学識者や専門家からのコンサルテーションを実施し、支援の中心となる社会福祉職や保健師等を対象に、研修や事例検討会を実施しました。 【実施状況】 派遣回数 6回

イ 支援の実施にあたって法律上の判断に迷う案件について、弁護士相談を実施 し、法的なアドバイスをいただきました。

【実施状況】 相談回数 2回(4件)

3 未然防止・再発防止の実施

(1) 関係機関との連携

関係機関との連携強化を目的に、規則に定める関係機関(社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター)の職員及び民生委員を対象とした研修を実施しました。

< 実施状況 >

	内容等	開催日	参加者
局	関係機関職員 向け研修	令和6年 1月10日	区職員・関係機関職員 136名 (地域ケアプラザ、基幹相談支援センター、 精神障害者生活支援センター、市社会福祉協 議会、区社会福祉協議会 等)
区	民生委員向け 研修	通年	対象:民生委員1区(青葉区)

(2) ふれあい収集による再発防止の取組

再発防止に向けた取組として、排出支援実施者に対するふれあい収集の運用を行っています。

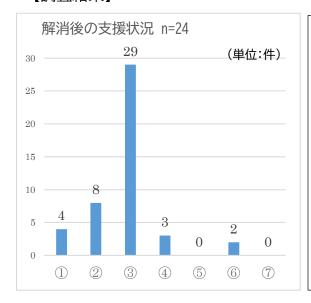
【利用状況】

排出支援実施後にふれあい収集の利用を開始し、現在も利用中の件数:5件 (うち令和5年度の新規利用者:1件)

(3) 事例の状況調査

令和5年度に解消した24件の解消後の支援状況では、「③関係機関や地域等とのつながり、関わりができた」が29件と多く、その中には、区役所12件、地域ケアプラザ9件、基幹相談支援センター1件、精神障害者生活支援センター1件等がありました(複数回答)。

【調查結果】



質問項目の内容

- ①死亡、入院、施設入所により、親族・大家等が堆積物を撤去した。
- ②必要な医療が受けられている
- ③関係機関や地域等とのつながり、関わりができた(もし
- くは解消前からのつながり、関わりを継続できている) 選択肢:区役所、社会福祉協議会、地域ケアプラザ、

基幹相談支援センター、精神障害者生活支援 センター、民生委員、近隣住民、その他

- ④区役所、関係機関、親族、近隣等の関わりを拒否して いる。
- ⑤福祉サービスの利用を拒否している。
- ⑥既存の福祉サービス利用対象に該当しない。
- ⑦不明

令和6年度 取組の方向性について

1 取組体制の推進

いわゆる「ごみ屋敷」の堆積者の中には、既存の制度や支援対象の狭間の案件等、アプローチが困難な案件があります。

また、排出支援の経験が少ない区や、関係部署との調整や連携支援の実績が少ない区もあります。

<取組内容>

- 健康福祉局で毎年実施している、各区の対応件数の報告取りまとめに合わせ 個別案件の状況把握を行い、支援困難な状況の長期化、近隣への影響が重篤化 することが予想される案件等については、区局が連携し対応します。
- 対策について区役所及び関係機関の理解を深め、適正な事業運用を図るため、 責任職会議・支援担当課担当者会議等での事業説明を引き続き行うとともに、 各区で行われている対策連絡会議の開催内容を把握していきます。
- 区福祉保健課担当職員向け研修や、事務局担当者会議の場を活用し、区福祉 保健課の事務局機能を強化します。

2 解消に向けた取組

8050世帯、キーパーソン不在の高齢者世帯、「集めるタイプ」の堆積者等については、長期化・深刻化する傾向があります。

また、一旦排出支援に結び付いても、再発の可能性が非常に高い案件もあります。

<取組内容>

- 区局が連携して、困難事案の解消に向けた支援方針の検討等を行います。
- 必要に応じて、学識経験者や福祉保健分野や法律分野の専門家からのコンサルテーションを活用します。

3 未然防止・再発防止

いわゆる「ごみ屋敷」の早期発見、未然防止(再発防止)に向けては、地域住民や、地域の関係機関等と連携した見守りや、支え合いなどの地域福祉保健の推進と共に取り組むことが必要です。

<取組内容>

- 区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、民生委員等と、本市におけるいわゆる 「ごみ屋敷」対策の取組について共有し、早期発見・未然防止のネットワーク 構築の取組を進めます。
- いわゆる「ごみ屋敷」に至る要因には、課題を複合的に抱えていることが 多いため、庁内の他事業担当(8050問題、権利擁護、認知症、障害施策関連等) とも連携した取組を進めます。

いわゆる「ごみ屋敷」対策は、第5期横浜市地域福祉保健計画(令和6年度~10年度)の中に盛り込まれています。

	172340CV-370
第4章1	身近な地域で支えあう仕組みづくり
(2) 課題解	解決に向けた住民・関係機関・団体の連携
現状・課題	地域には、いわゆる「ごみ屋敷」や「8050 問題」、ヤングケアラー、
	ひきこもりなどの生活課題を抱えた人もいます。その生活課題解決の
	ためには、既存の制度やサービスだけでは、対応することが難しい場
	合もあります。
取組	連携強化・ネットワーク構築
	いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー等、複合的な
	課題への相談・支援体制の構築〈市・市社協〉